

一般社団法人 ココロミクラフティ 定款

第1章 総則

第 1 条(名称)

当法人は、一般社団法人 ココロミクラフティと称する。

第 2 条(主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第 3 条(目的)

当法人は、社会福祉の援助を必要とする地域住民の生活と権利を擁護し、地域福祉サービスの推進と発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び児童自立生活援助事業
- (2)子どもの健全育成に資する事業
- (3)障害福祉サービスに関する事業
- (4)指定特定相談支援事業ならびに指定障害児相談支援事業
- (5)高齢者福祉サービスに関する事業
- (6)更生保護に関する事業
- (7)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第 4 条(公告)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。(https://kokoromicrafty.jimdo.com/)

第2章 会員

第 5 条(種別)

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正 会 員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2)賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

第 6 条(入会)

当法人の会員として入会しようとする者は、初年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

第 7 条(経費負担)

会員は、社員総会において定める会費を納入しなければならない。

第 8 条(退会)

会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

第 9 条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)本定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第10条(会員の資格喪失)

前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。

第11条(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

第12条(種別)

当法人の社員総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

第13条(構成)

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第14条(開催)

定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めるとき。
- (2)正会員の2分の1以上の者から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があるとき。

第15条(招集)

社員総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 正会員の半数以上の同意を得られた正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条(議長)

社員総会の議長は、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

第17条(決議)

社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)定款の変更
- (3)解散
- (4)その他法令で定めた事項

第18条(代理)

社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

第19条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

第20条(役員の設置)

当法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上
- (2)監事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事を1名選出する。

3 理事のうちから、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

第21条(選任)

役員は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会により決定する。

3 理事及び監事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第22条(役員の職務権限)

代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。
- 3 監事は、当法人の業務及び決算を監査する。

第23条(任期)

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

第24条(解任)

役員は、総会の決議によって解任することができる。

第25条(報酬)

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

第26条(構成)

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第27条(招集)

理事会は、法令に別段に定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

第28条(議長)

理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

第29条(決議)

理事会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、理事の議決権の過半数をもって行う。

第30条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

第31条(基金を引き受けるものの募集)

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第32条(基金の拠出者の権利)

拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、総会で議決された場合はこの限りではない。

第33条(基金の返還の手続き)

基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

第34条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第35条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会が当該事業年度に関する次の書類を作成し、総会の議決を経なければならない。

- (1)事業報告及びその附属明細書
- (2)貸借対照表及び収支決算書並びにこれらの附属明細書
- (3)収支予算

第36条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第37条(剰余金の分配の禁止)

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

第38条(定款の変更)

本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

第39条(解散)

当法人は、次の事由によって解散する。

- (1)社員総会の特別決議
- (2)合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (3)破産手続き開始の決定
- (4)その他法令で定める事由

第40条(残余財産)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑則

第41条(最初の事業年度)

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成30年3月末日までとする。

第42条(設立時役員)

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 本間 征二
設立時理事 秋田 照洋
設立時理事 山本 恵美
設立時理事 松本 一博
設立時監事 市原 純
設立時代表理事

■ 本間 征二

第43条(設立時社員)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 ■ 本間 征二
設立時社員 ■ 秋田 照洋
設立時社員 ■ 山本 恵美
設立時社員 ■ 松本 一博

第44条(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ココロミクラフティ設立のためこの定款を作成し、設立時社員本間征二他3名が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 本間 征二 印

設立時社員 秋田 照洋 印

設立時社員 山本 恵美 印

設立時社員 松本 一博 印